

野生生物保護のために、法律の見直しを

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

野生生物は、私たちもその一部である地球環境を守るために欠くことのできない貴重な存在です。いま、その生息地は日々失われ、分断され、多くの生物種が絶滅しつつありますが、日本では未だ野生生物を効果的に保護するための法律が存在しません。野生生物とその生息地の保護は重大な社会的・政治的課題の一つであり、対策が急がれます。2002年には、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」（鳥獣保護法）の見直しの年であり、また「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）も制定10周年を迎えます。この機会に、これらの法律を抜本的に改正して、「野生生物保護法」の実をとまなうものとするべく、以下の請願を致します。

●鳥獣保護法の改正を求めます

近年、自然に親しむ野外活動が広がっていますが、各地で狩猟・人身事故が絶えず、たいへん危険です。私たちは、現行の「原則どこでも狩猟できる」から、「管理猟区でのみ狩猟を許可する」制度に改めることを求めます。

また、農林水産業に被害を出す野生鳥獣の駆除には、事前調査や実施後の評価等のチェックの仕組みがなく、駆除の効果も不明なまま無秩序に行われています。私たちは、有害駆除のチェック、駆除個体の取り引き禁止、被害防止対策の優先、人材の育成、国民の意見反映が保障されるなどができる制度に改正するよう求めます。

●種の保存法の改正を求めます

絶滅の恐れのある種のリストは増える一方ですが、種の保存法で保護される種はそこの中のごくわずかにすぎません（例えば哺乳類ではわずか2種のみ）。早急に、効果的な対策をとれる制度作りが必要です。

種の保存法の中に、種がそれぞれの地域の群れとして保護されること、絶滅のおそれのあるすべての種の生息地の保全と回復をすすめる計画、生息地の破壊を防ぐ仕組み、市民の意見を施策に反映できる制度などを導入し、実効力のある「野生生物保護法」に抜本改正するよう求めます。

名 前	住 所